

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程部会教育課程企画特別部会
主査 無藤 隆 殿

日本私立中学高等学校連合会

「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」に関する意見

1. 次期学習指導要領改訂の基本的な方向性などについて

これまでの審議の「まとめ」によると、今次の改訂は、21世紀社会のグローバル化や情報化などの予測困難な変化を意識した改訂であることが謳われている。その上で、子どもたちに未来の創り手として必要となる資質・能力を育むという視点から、教育課程の課題を整理していることは大いに共感するところである。

しかし、資質・能力を学力の3要素に関連させて学習指導要領を改訂するのであれば、とりわけ学力の第3の要素である「主体的に学習に取り組む態度（学ぶ意欲）」に関して課題があることは、国際比較のPISA調査などからしても明らかである。このことについて、この度「学びに向かう力・人間性」の資質と解した上で、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価等をするとしているが、高大接続改革の議論では「主体性・多様性・協働性」としていたものである。これらの一連の関係性を明確にしなければ、混乱するおそれもある。については現行の習得・活用・探究の学習過程の概念を適用しつつ、分かりやすく説明する必要がある。

また、今次の改訂の焦点となっている高等学校教育の改革は、学力の3要素に沿って多面的評価を行う大学入学者選抜および大学教育の高大接続改革を一体的に実現しなければならないという前提に立っている。この点に今次改訂の成否がかかっていることを特に強調すべきである。

2. 学習指導要領の枠組みの改善などについて

次期改訂では、「社会に開かれた教育課程」の実現を図り、学ぶべき内容などの全体像を見渡せる「学びの地図」としての役割を果たすことを目指すなど、従来の学習指導要領の枠組み自体を改善しようとしている意気込みは理解できる。

しかし、教科横断的な視点で、各教科学習の目的達成のためにカリキュラム・マネジメントを促進することとされているが、実態として、教科目の在り方が縦割りになっており、教員の意識も各教科単位で固定化されている中で、教育現場でカリキュラム・マネジメントをどのように実施すべきなのかが不透明である。

また、「知識の量や質と思考力等の両方が重要であることから、学習内容の削減は行わない。知識重視か思考力重視かという二項対立的な議論に終止符」とされているが、例えば高等学校で共通必修科目として「歴史総合」、「地理総合」を設け、その上に発展的学習のための地理探究や日本史探究・世界史探究等の発展的内容の選択科目を設けるなど、履修内容が拡大しており、却って生徒や教員の負担が増えることが危惧される。

「審議のまとめ」では、歴史系科目などを中心に、用語が膨大になっている課題も指摘されており、所定の授業時数の中で、全ての学習内容を習得させることには無理があると考えられる。資質・能力を重視するとしながら、実質的な学習内容の量的拡大に繋がることにより、改訂の本旨が後退していないか危惧する。

3. 育成を目指す資質・能力に基づいた柔軟な運用について

全ての教科等に、育成を目指す資質・能力の三つの柱を当てはめて、それらの基準を詳細に構築することで、却って各教科等の教育が自己目的化もしくは固定化しないか懸念するところである。従来の教科内容中心の学習指導要領が、本来は大綱的基準にとどまるときに、教師による資質・能力の育成をめざした創意工夫が機能するのではないかと考える。

特に中等教育の段階では、中学校と高等学校の連続性の中で、系統的に学習が行われる必要があり、今般の「審議のまとめ」でも、各学校段階で系統的に「資質・能力」を育てて行くこととされている。しかしながら、例えば地理を例にとると、中学校段階では、生徒が周囲との関わりに関する事象について学び、高等学校段階で、発展的に日本全体や世界のことを学ぶといったプロセスが必要と思われるが、実際には、同種の教科でも中学校と高等学校間で断続的な学びとなっており、学習内容が一部重複している。

中等教育の仕組みの中で、カリキュラムの運用については教育現場に系統性と柔軟性を持たせるべきである。

4. アクティブ・ラーニングの具体的な在り方について

「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、アクティブ・ラーニングの視点から授業改善を行うとしているが、一方で「学習内容の削減は行わない」としており、教育現場で、限られた授業時数の中で、どのように知識の習得と深い学びを実施するべきかがとらえにくく、混乱を招くおそれがある。また、アクティブ・ラーニングを意図した教科書がどのような内容になるのかも不透明である。具体的な実施例を示すなどにより、教育現場に混乱を招かないように留意されたい。

教育現場では、未だにアクティブ・ラーニングとは何かという定義づけに重きが置かれる傾向があり、その在り方について見通しが立っていない。そうしたことから、アクティブ・ラーニングは、あくまでも学習の手段として、深い学びを実現するためのプロセスであり、学びの内容そのものではないという臆見が広がっている。このことにより、手段と内容の統合によって行われるべき本来の学びが、おろそかにされることがあってはならない。

5. 条件整備と財政的支援の必要性について

アクティブ・ラーニングやICT教育などにより、十分な教育効果を得るためには、施設・設備の整備や教員の資質・能力の向上などの教育条件の整備が必須となる。これからの社会を生きる子どもたちの「教育を受ける権利」を実質的に保障するためにも、国として、次期学習指導要領の実施に必要な条件整備に向けた財政措置を確実に行う必要がある。

公教育全体として、新たにカリキュラムの内容を変えるのであれば、私立学校についても、その趣旨に沿ってより良い教育を実行できるようにする必要があり、そのためには、国立・公立学校と同等の財政的な裏付けが不可欠となる。答申作成に当たっては、国公立学校全ての公教育に対する国による公平な財政的支援の必要性について明記するべきである。

6. おわりに

次期改訂では、「知識の量や質と思考力等の両方が重要であることから、学習内容の削減は行わない」との立場に立ちながら、アクティブ・ラーニングによる授業改善や新たな教科目の設定を図っているが、これらの改革に当たっては、くれぐれも、学校教育を受ける子どもたちに過重な負担がかからないよう、あくまでも生徒の立場に立って行われるよう配慮されたい。

以上